

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

清 水 健

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針
公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントについて

私は、総合リース会社に勤務する一社員であります。このたび、貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付でコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」（以下「基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」という。）につきまして、下記の通りコメントを提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. リース会計に対する基本的な考え方

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、文字通り借手に所有権が移転しないリース取引であります。貸手はリース期間の経過に伴ってリース収益を定額で計上し合わせて賃貸資産の減価償却を定額で行う一方、借手はリース物件の使用料をリース期間にわたって定額で費用化するものであります。また、リース期間が満了した際、借手が継続使用を希望すれば再リース契約に移行し、継続使用しない場合はリース物件を貸手に返却し当該リース取引が終了することから、従来の会計基準においては「通常の賃貸借に準じた処理」が認められてきたものと考えます。

リース契約には借手からの中途解約が認められておらず、借手にとって一定の債務認識が必要であることは認めるものの、適用指針案第 94 項に記載されているような「所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース物件の取得の性格を有する」とは認められません。また、同項に記載されているように「経済的にはリース物件の取得及び取得のための資金調達と類似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格を有し、また、役務提供が組み込まれる場合が多く、複合的な性格を有する。」取引であり、借手がリース資産の計上を義務付けられることには違和感を覚えます。仮に資産性があるとするれば「リース期間にわたって当該物件を独占的に使用できる使用权」ということができるのではないのでしょうか。

なお、法的には「賃貸借の性格を有する」のではなく、まさに「賃貸借」そのものであることから、「現状では大半の企業において、この賃貸借処理に準じた会計処理」が採用されてきたのであります。

従って、基準案及び適用指針案に記載されている所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借に準じた会計処理の廃止の必然性はなく、現行会計基準を維持することが最適と考えます。

2. 試案から公開草案に至るまでの経緯

貴委員会は、平成 18 年 7 月に試案「リース取引に関する会計基準（案）」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」を公表するにあたり、コメントを募集されております。今回の公開草案の公表にあたっては「これに対して寄せられたコメントも参考にして審議を重ねてまいりました。」との記載があります。事実、平成 18 年 9 月以降のリース会計専門委員会において試案に対して寄せられたコメントへの対応を検討されておりますが、本来、公開草案の公表にあたっては試案に対して寄せられたコメントの主な内容、それに対する貴委員会の見解、公開草案における試案からの変更点等を公表し、改めて公開草案に対するコメントを求めるのが、「公正性」、「透明性」及び「独立性」を基本理念に掲げている貴委員会の本来のあり方と思われれます。

しかしながら、今回の公開草案の公表にあたって、試案の公表にあたって寄せられたコメントの

主な内容の記載がないのみならず、貴委員会が寄せられたコメントに対してどのような見解を持ち、どのように公開草案に反映させたのか明示されておりません。この点、何のための試案の公表・コメントの募集であったのか貴委員会の姿勢に疑問を投げかけざるを得ません。

また、試案の公表において、「本テーマについては、その適用が税制と密接に関連するため、関係省庁をはじめ関係者間で税制上の取扱いが検討されるものと想定されます。このため、本試案は、通常の公開草案とは異なり会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表するものであり、今後の状況を踏まえ適用時期を定めることとしています。」と記載されているにもかかわらず、税制上の取扱いが明確になっていないこの時期に、あえて公開草案の公表に踏み切ったことは理解に苦しみます。

私のリース取引に対する基本的な考え方は上記1.に述べたとおり、現行会計基準を維持することが最適であると考えており、会計基準の見直しには反対する立場です。従って、本公開草案の内容に対してコメントを述べることは本意ではありませんが、仮に本公開草案がそのまま適用されることとなった場合、以下の問題点があると考えてるので以下コメントいたします。

3. 適用時期に対する意見

本公開草案においてはその適用時期を「平成 20 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度及び事業年度」としており、「早期適用することができる。」とも記載されております。

しかしながら、試案の公表にあたっては、適用時期については「今後の状況を踏まえ適用時期を定めることとしています。」と記載されており、「どのような状況を踏まえた上」で適用開始を平成 20 年 4 月としたのか、具体的理由、状況説明の記載が欠如しているのではないのでしょうか。

そもそも、貴委員会は会計基準の公表から約 1 年程度の準備期間で、本会計基準の適用対象となるすべての会社が新会計基準への対応が完了すると考えておられるのでしょうか。

私は、以下の理由から適用時期を最低 1 年延期すべきと考えます。

(1) 貸手側のシステム対応

当社のリース会計システムは、賃貸借処理を前提に構築されております。「適用初年度の取扱い(貸手)」（適用指針案第 77 項～第 80 項）においては、「リース取引を主たる事業としている企業は引き続き賃貸借にかかる方法に準じた会計処理を適用できない。」(第 80 項)とされているため、既存の契約については新たに売買処理に対応するシステムを構築し、データ移行する必要があります。新会計基準に則ってシステム変更するには仕様設計・プログラム開発・運用テスト・データ移行・本番稼働テスト等の工程を約 1 年で行わなければならないと、膨大なデータ量を安定稼働させることは現実的には不可能に近いと考えられます。また、第 78 項の取扱いを選択した場合、既存契約と新規契約を別個の計算ルーチンで管理することが必要となり、二重のシステム開発を行わなければなりません。(一般的な企業では、適用初年度の取扱いにおいて、その特別損益の金額が一時的、巨額と見込まれ、税務上の取扱いも不明であることから、第 74 項(借手)もしくは第 77 項(貸手)の選択を避けると考えられ、第 75 項(借手)もしくは第 78 項(貸手)を選択するケースが多いことが予想されます。)また、税務の取扱いについても既存契約は賃貸借処理、新規契約は売買処理となる見込であり、税務へのシステム対応も含めると平成 20 年 4 月からの適用は困難であると考えます。

(2) 借手側のシステム対応

大多数の借手は、現状、所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理を行い、財務諸表にリース取引の注記を行っております。その注記データは、基本的に貸手であるリース会社が、顧客である借手の要請に応じて数値情報を提供してきたケースが多いものと思われます。従来はあくまで「注記資料」の提供でしたが、新会計基準に対応する場合、以下の問題

点があります。

まず、従来のリース会社からの提供資料によって借手の決算が行い得るかどうかという問題があります。平成20年4月からは「財務報告にかかる内部統制」の本格適用もあり、リース会社提供数値による決算は監査上認められないケースも考えられます。（「リース取引に係る監査上の取扱い」（監査委員会報告第54号） 借手の監査における留意事項）リース会社からの数値提供が監査上認められない場合、借手が独自にリース資産の管理システムを自社用資産の管理システムとは別に新たに構築する必要があります。原則法が強制適用される会社においては、従来からなじみのない金利計算システムを独自で構築することを要求されることとなり、到底1年で本番稼働にこぎつけることは難しいのではないかと考えます。

また、借手の決算処理においてリース会社からの提供数値による決算が監査上認められた場合でも、借手の月次決算に反映させるためには、貸手が毎月かつ早期に注記情報を提供することが要求されることとなり、貸手にとっては(1)の貸手側のシステム対応の他に借手への対応の負荷が加わることとなります。この場合も適用初年度への対応(既存契約への対応)もあり、一層の作業量の増加が見込まれます。借手の会計処理においても平成20年4月度の月次決算において完全稼働が求められることとなるため、現状のスケジュールではシステム開発期間を考えると会計基準の適用は非常に困難であることが見込まれます。

(3) 新会計基準に則った業務フローの見直し

リース專業が大半と見られる貸手側においては、会計処理に対応したシステム構築を行うことのみで大幅な業務フローの見直しは必要ないものと考えられますが、借手側については、基本的に毎月のリース料の支払処理だけで済んでいた従来の処理に比べて、新会計基準においては次のような業務を行うこととなります。

ファイナンス・リース取引の判定

会計基準に則り、新たに締結するリース取引がファイナンス・リース取引に該当するか否かを判定する必要があります。その際、割引率・見積現金購入価額等を算定した上で現在価値を算出することが求められており、新たな業務が発生することとなります。

リース資産及びリース債務の計上

ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、さらに所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するかどうか判定し、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当しないものは所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するものとして取り扱います。この場合、リース資産及びリース債務の計上を求められておりますが、「リース料総額の現在価値」と「貸手の購入価額（もしくは見積現金購入価額）」のうち低い額を判定し、償還表を作成する必要があります。

支払リース料を利息相当額部分とリース債務の元本返済部分に区分計算する処理

当月支払ったリース料について、個々の契約ごとに元本と利息を区分し仕訳する必要があります。一般的にはリース料の支払伝票はその物件を使用する現場の部署が起票するものと思われ、その元利区分処理を支払業務のどの部分に組み込むのかも検討しなければなりません。また、支払予定があるにもかかわらず、支払いを行わなかった契約については、未払利息の計上も必要になると考えます。これはどのような形を取るにせよ、新たな業務フローを構築する必要があります。

リース資産の減価償却

新会計基準では「リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い」及び「少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い」の規定がありますが、前者においては利息を区分しない方法においても依然としてその他の会計処理を求められ、利息を定額で計上する方法については損益計算書上の支払利息計上額が変わるだけで支払時の元利区分は依然として行わなければなりません。また、後者においては、簡便的な取扱いを適用したリース取引と原則法を適用したリース取引を区分管理する必要があるため、確固たる業務フローを確立した上で会計基準を適用しないと実務が混乱をきたすこととなります。従って、

新会計基準導入にあたっては十分な検討期間が必要であると考えます。

4. 中小企業への適用に関する意見

中小企業へのリース取引に関する会計規準の適用については、「コメントの募集」において「本基準確定後、本会計基準の内容を踏まえ、「中小企業の会計に関する指針」により定められる。」こととなっており、貴委員会は「これまでの審議の中で多く寄せられた過重負担とならないような簡便な会計処理を定めることを求める意見」を踏まえ議論に参加することとしています。

この「簡便な会計処理」とは、現行実務で行われている賃貸借処理の維持を意味することと受け止められ、貴委員会の中小企業に対する負担の軽減に対する配慮は評価すべきところではありますが、ぜひとも「賃貸借処理の維持」実現に向けて積極的に関与いただくよう、強く要望いたします。

なお、連結対象子会社等（公開会社・大会社・会計監査人設置会社の子会社等）は、中小企業であっても「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となっていることから、以下の弊害があります。

適用指針案第32項（借手）及び第58項（貸手）に記載があるように、「リース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い」については、「連結財務諸表においては、上記の判定を、連結財務諸表の数値を基礎として見直すことができる。」との規定があり、重要性の有無を個別財務諸表及び連結財務諸表のそれぞれの数値を基準にして判定できることとなっております。連結財務諸表において重要性がある場合は、個別財務諸表の結果に左右されないことの意義はい大いにあると考えますが、連結財務諸表において重要性がない場合において、専ら規模の小さい中小企業たる連結子会社等のみ原則法を強制することにははなはだ疑問を感じえません。まして、貸手の場合には（借手の規定には存在しない）「リース取引を主たる事業としている企業は、前項の簡便的な取扱いは適用できない。」との規定があり、連結グループの規模から見て重要性の乏しい小規模なリース專業子会社にまで強制的に適用を義務付けることは借手の処理との平仄を欠くのみならず、過度の実務負担を強いているといわざるを得ません。

つきましては、適用指針案第32項（借手）及び第58項（貸手）の規定において、以下の文言を追加することを提案いたします。

「なお、連結財務諸表の数値を基礎として判定し、第30項（借手の場合）もしくは第57項（貸手の場合）に規定する取扱いを行う場合、中小企業に該当する連結子会社等についても第30項（借手の場合）もしくは第57項（貸手の場合）の取扱いを行うことができる。」

5. 連結財務諸表におけるリース取引の会計処理の取扱い

適用指針案第81項（結論の背景 経緯）において、「本適用指針は、日本公認会計士協会から公表された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成6年1月18日、以下「リース実務指針」という。）を改正するもの」と記載されております。

また、リース会計基準に関しては日本公認会計士協会から、リース実務指針の他に、「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（日本会計士協会 会計制度委員会報告第5号 平成9年11月11日、以下「連結リース実務指針」という。）が公表されており、「1はじめに」において、「本報告は、リース実務指針を補足するもの」であり、「リース実務指針と同様に、リース会計基準を連結会計実務に適用する場合の具体的な指針としての性格を有する。」とされております。

しかしながら、今回の会計基準の見直しにおいて、この「連結リース実務指針」の取扱いについては何も触れられておらず、現行の連結リース実務指針の位置付けが明確になっておりません。本来、リース実務指針の改正に合わせて、連結リース実務指針についても見直しを行うべきであったのではないかと考えます。

最終的な会計基準の公表にあたっては、連結リース実務指針の取扱いについて貴委員会として何らかのコメントを記載することをご検討下さい。

6. 実務に関する個別意見

今回の会計基準の改正においては、専ら所有権移転外ファイナンス・リースにおいて従来認められてきた賃貸借処理の廃止に力点が置かれ、その他の事項については表面的な表現の修正に留まっているものと見受けられます。

そのため、賃貸借処理が併記されていた旧会計基準及びリース実務指針では理解できなかった事項について、公表された基準案及び適用指針案では取扱いが不明確となっている箇所も散見されます。また、単に賃貸借処理の記述を削除したために、新会計基準においても有用と思われる事項が抜け落ちております。

これらの点については、最終的な会計基準の公表にあたっては再度見直しを押し進めると共に、少なくとも下記の事項について取扱いを明確にする必要があると思われまます。

(1) ファイナンス・リース取引の会計処理（基準案第9項）

- ・ファイナンス・リース取引において、同一企業において貸手側又は借手側のいずれかで原則的な処理を行う場合、他方の処理が異なっても構わないのでしょうか。（貸手については原則法、借手側について簡便的な処理を行う等）

また、連結決算において、貸手と借手の採用する会計処理が異なっても構わないのでしょうか。

(2) ファイナンス・リース取引の範囲（適用指針案第3項・第82項・第84項）

- ・適用指針案第84項において、「リース会計基準におけるリース取引の定義を満たすものについては、リース契約、レンタル契約、賃貸借契約などの名称に関わらず、本適用指針の対象となることに留意する必要がある。」との記載がある一方で、適用指針案第3項においては「ファイナンス・リース取引については、リース会計基準においてファイナンス・リース取引と判定される取引のうち、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引及び不動産に係るリース取引を取り扱う。」とされており、また、適用指針案第82項においては、「通常の保守等以外の労務等の役務提供が含まれているリース取引については、本適用指針の対象としていない。」とされており、本会計基準に基づいてファイナンス・リース取引と判定されたリース取引のうち、通常の保守以外の役務提供が組み込まれているリース取引についての取扱いが明確になっていません。この取扱いを明確化しないと実務が混乱をきたす恐れがあります。

(3) 解約不能のリース取引に準ずるリース取引（適用指針案第6項）

- ・解約不能取引に準ずるリース取引の例示として、(1) 解約時に未経過リース料の「概ね全額」を解約損害金として支払うリース取引(2) 解約時に未経過リース料から未経過利息等を控除した額の「概ね全額」を解約損害金として支払うリース取引が挙げられていますが、この「概ね全額」とは「概ね90%以上」との理解でよいでしょうか？ 税務上の取扱いと齟齬をきたすことのないよう、「原則として100分の90以上」との記載をすることが望ましいと考えます。

(4) リース資産総額に重要性がないと認められる場合（適用指針案第31項・58項）

借手において、未経過リース料の期末残高を算定するにあたり、「第33項で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、第23項に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。」となっておりますが、この書きぶりは指針第23項に従って処理するリース資産を任意に（恣意的に）選択できると読み取れますがその理解でよろしいでしょうか？

リース比率が今期より10%未満から10%以上になった場合の処理方法として、従来簡便法により処理してきた契約の取扱いはどのようになるのでしょうか。契約当初にさかのぼって原則法で取り扱うのか、簡便法を継続して適用できるのか、また、原則法で取り扱う場合、期首における変更時差異の取扱いをどうするのか等、具体的な設例がないと実務上対応が困難です。また、逆に

今期から重要性がないと認められ、簡便法を適用しようとする場合の取扱いについても設例を設ける必要があると考えます。

セール・アンド・リースバック取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、リース資産総額の重要性の判定において当該取引を通常のリース取引の未経過リース料と合算して判定するのでしょうか。もしくはセール・アンド・リースバック取引の合計額のみで別途判定するのでしょうか。また、単に貸手から物件のリースを受け、さらにこれを概ね同一の条件で第三者にリースする取引がファイナンス・リース取引に該当する場合はどのように取り扱ったらよろしいでしょうか？

単に貸手から物件のリースを受け、さらにこれを概ね同一の条件で第三者にリースする取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、貸手としての処理と借手としての処理が異なっても構わないでしょうか？（借手は原則処理、貸手は簡便的な処理等）

改正会計基準適用初年度のリース比率を計算する場合に、未経過リース料期末残高は、旧会計基準において賃貸借処理をする場合の注記を省略できることとされていたリース契約分を除いて計算してよろしいでしょうか。

(5) 連結財務諸表における重要性の判定（適用指針案第 32 項・58 項）

連結子会社（大会社）がリース比率 10%以上で原則法を強制され、親会社単体及び連結ベースでのリース比率が 10%未満である場合、親子間の会計処理統一、連結決算上の取扱いにはどのように考えたらよろしいでしょうか？具体的事例を挙げて説明いただくと助かります。

貸手における判定（第 58 項）において、「リース取引を主たる事業としている企業は、前項の簡便的な取扱いには適用できない。」との記載がありますが、個別決算においてこの規定により第 57 項が適用できない場合で、連結決算においてはリース取引が主たる事業でない場合にはどのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

貸手における判定（第 58 項）において、「未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合」と記載されておりますが、この場合「営業債権」とはどの範囲を指すのでしょうか？

(6) 貸手の会計処理（適用指針案第 49 項）

設例ではリース料の回収が 6 ヶ月ごとになっておりますが、利息相当額は 6 ヶ月分の利息を 6 等分して毎月配分するのでしょうか。それともリース料受取月にのみ利息の計上を行うのでしょうか。

「リース期間中の各期に受け取るリース料を各期において売上高として計上し、」とありますが、リース料の回収が遅延した場合でも売上高の計上は行うのでしょうか。

また、リース料受取時に売上高と売上原価を計上するとありますが、期間の経過に合わせ発生ベースで売上高と売上原価を計上する方法を採用できるのでしょうか。

(7) 適用初年度の取扱い（適用指針案第 74 項～第 79 項）

適用初年度の取扱いについて、借手・貸手共に原則としてそれぞれ 3 つの方法のいずれかを選択できることとなっておりますが、9 通り（借手 3 通り×貸手 3 通り）の選択肢があるという理解でよろしいでしょうか。

適用指針案第 75 項・第 78 項において、「原則法を適用した場合の変更による影響額」に重要性がある場合は注記が義務付けられておりますが、会計基準適用初年度の期首の金額はどの時点で注記が必要なのでしょうか。（「適用初年度の期首において・・・注記しなければならない。」と読みとれます。）適用初年度の間接決算からなのか、期末からなのかいずれでしょうか。

また、「期首の金額」は適用初年度のみ記載すればよいのでしょうか。もしくは、適用初年度開始前のリース資産がなくなるまで継続して每期注記が必要なのでしょうか。

適用指針案第 75 項・第 78 項において、「原則法を適用した場合の変更による影響額」の重要性の判断基準は、どのように考えたらよいのでしょうか。数値基準を明示していただかないとこの

判断が行えません。

試案に比べ、第78項の貸手の処理が設けられたことは評価いたしますが、「この場合」以下の注記事項は不要であると考えます。(第75項においても試案で記載されていなかった注記事項が義務付けられておりますが、これも不要であると考えます。)

(8) セール・アンド・リースバック取引(適用指針案第48項・第108項)

セール・アンド・リースバック取引でさらに概ね同一の条件で第三者にリースする場合、「貸借対照表上はリース債権又はリース投資資産とリース債務の双方を計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に関わる処理は要しないと考えられる。」との記載がありますが、具体的な設例がないと実務の対応ができません。(現行の実務指針においても「解説の追加」として同様の記載がありますが、セール・アンド・リースバック&第三者リース取引は実務で頻繁に行われている取引であることから、会計処理の明確化を望みます。)

また、「単に貸手から物件のリースを受け、さらにこれを概ね同一の条件で第三者にリースする取引がファイナンス・リース取引に該当する場合においても同様である。」と記載されておりますが、これも設例を設けることによって実務的に受け入れられるものになると考えられますので、ぜひとも会計処理の明示をしていただきたいと思います。

(9) [設例1]「4 リース料が前払いまたは後払いとなる場合」

リース料が後払いとなる場合の会計処理が記載されておりますが、貸手の会計処理において、回収期日が未到来にもかかわらず売上高の計上を行っております。(X1年9月30日(中間決算日)の会計処理)適用指針案第49項においては、「リース料受取時に売上計上」とされていることと整合性が取れません。

また、借手の会計処理において、前払い(当半期分を前期末に支払う)の場合は前払利息の認識をせず、後払い(当半期分を翌期首に支払う)の場合は未払利息を認識しており、これも整合性が取れていないように思われます。

リース料の支払スケジュールがリース期間と一致しない事例は、実務上頻繁に発生します。この設例は、現行会計基準の記載から未経過リース料期末残高相当額に関する事項を単に削除しただけと見受けられますが、借手貸手双方において重要な設例と思われるので、仕訳だけでなく、適宜詳細な解説を加えて実務に導入しやすい事例としていただきたく存じます。

(10) その他(基準案・適用指針案では規定があいまいで、記載の明確化が必要と思われる箇所)

ファイナンス・リース取引の表示(借手側)(基準案第16項)

- ・リース資産は原則として一括して「リース資産」として表示することとなっておりますが、
 -)所有権移転外ファイナンス・リース資産と所有権移転ファイナンス・リース資産は区分せず合算表示してよろしいのでしょうか。
 -)リース資産を有形(無形)固定資産に含める場合、所有権移転外ファイナンス・リース資産だけ(もしくは所有権移転ファイナンス・リース資産だけ)含めてもよろしいのでしょうか。また、所有権移転外ファイナンス・リース資産の一部の契約のみを含める等はできるのでしょうか。
 -)同じく、リース資産を有形(無形)固定資産に含める場合、有形固定資産だけ(もしくは無形固定資産だけ)含めることはできるのでしょうか。

ファイナンス・リース取引の注記(借手側)(基準案第19項)

- ・リース資産について「減価償却の方法」の注記が求められておりますが、
 -)所有権移転外ファイナンス・リース資産と所有権移転ファイナンス・リースのそれぞれについて注記が必要なのでしょうか。
 -)所有権移転ファイナンス・リース資産のみの場合も注記が必要なのでしょうか。(所有権移転ファイナンス・リース資産の減価償却は、自己所有資産の減価償却方法と同一の方法しか選択できないこととなっております。)この場合、「重要性が乏しい」ので注記を省略で

きるのでしょうか。

ファイナンス・リース取引の注記（貸手側）（基準案第 20 項）

- ・「1 年ごとの回収予定額等」の注記において、
 - ）注記はリース債権・リース投資資産に区分して表示するのでしょうか、合算でいいのでしょうか。
 - ）重要性の数値基準はありますか？
 - ）重要性の有無の判断はリース債権・リース投資資産それぞれに行ってよいのでしょうか。

利息相当額の各期への配分（適用指針案第 23 項）

- ・「利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。」とありますが、リース料の最終支払月がリース期間終了月以前であった場合、最終支払月以降の利息は（リース期間が残っているにもかかわらず）発生しないという理解でよろしいのでしょうか。

セール・アンド・リースバック取引（適用指針案第 48 項）

- ・後段で「取引の実態から判断して当該物件の売買損益が実現している場合」とありますが、具体的にどのようなケースを想定しているのか例示していただけませんかでしょうか。

貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合の処理（適用指針案第 54 項）

- ・「当該販売益は、販売基準又は割賦基準により処理する。[設例 1]」と記載されておりますが、当該販売益の処理を記載した [設例 1] が見当たりません。[設例 5] の記載間違いと思われるので確認のうえ修正をお願いします。

中途解約の処理（適用指針案第 56 項）

- ・「中途解約時のリース投資資産残高（中途解約時点での見積残存価額控除後）」との記載がありますが、「中途解約時点での見積残存価額」と基準第 14 項の「リース契約締結時の見積残存価額」は異なるのでしょうか。見積残存価額の見直しや減損処理を考慮したものなのでしょうか。

現在価値基準適用上の留意点（適用指針案第 88 項）

- ・第二段落後半において、「このことは借手の判定基準から自明であり本文ではあえて触れていない。」との記載がありますが、何を言っているのか判りません。文脈からすると「貸手の判定基準」の記載間違いと思われるので確認のうえ修正をお願いします。

リース資産の償却（適用指針案第 105 項）

- ・「残存価額を 10 パーセントとして計算した定率法による減価償却費相当額に簡便的に 9 分の 10 を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする方法も認められる。」との記載がありますが、この部分は減価償却制度が平成 19 年 4 月から改正される見込みであることから、表現の見直しが必要と考えます。

なお、今後、改正会計基準のスムーズな導入のために、公認会計士協会・リース事業協会等を交え貴委員会が主体となってリース会計基準の「解説」や「Q & A」を協力して作成し、公表されることを期待します。

以 上